

関西医療大学 附属図書館利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、関西医療大学附属図書館規程第 5 条の規定に基づき、本学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について定める。

(利 用 者)

第 2 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員（非常勤講師を含む。以下同じ。）
- (2) 本学大学院生
- (3) 本学学部生（科目等履修生、外国人留学生等を含む。以下同じ。）
- (4) 本学卒業生（本学大学院修了生を含む。以下同じ。）
- (5) 関西医療学園専門学校在校生・卒業生
- (6) 本学研究員・研修員・研究生
- (7) 図書館館長（以下「館長」という。）が特に許可した者

(休 館 日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 第 2・第 4・第 5 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (2) 創立記念日（10 月 27 日）
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 5 日まで）
- (4) 館長が特に必要と認めた日

2 必要がある場合、館長は、前項の休館日を臨時に変更することができる。

(開館時間)

第 4 条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 9時から19時まで
- (2) 第 1・第 3 土曜日 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要であると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(証明書の携帯)

第 5 条 第 2 条第 1 号から第 6 号に該当する者は、図書館入館の際、図書館利用カードを係員に提示しなければならない。

2 第 2 条第 7 号に該当する者は、入館の際、係員に許可証を提示しなければならない。

(館内閲覧等)

第 6 条 第 2 条に該当する者は、図書および雑誌を閲覧し、著作権法の範囲内で複写することができる。また、視聴覚資料を図書館の機器を用いて視聴することができる。

2 本学図書館が他機関より借り受けた資料は館内でのみ閲覧することができる。

また、複写を希望する際は、複写利用書を係員に提出し、係員が複写するものとする。

(館外閲覧)

第 7 条 第 2 条第 1 号から第 6 号に該当する者は、図書および雑誌、視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）を帯出することができる。

2 前項の規定により、図書館資料を帯出しようとする者は、証明書を提出して、所定の手続きをとらなければならない。

(資料の帯出等)

第 8 条 図書館資料の帯出の点数および期間は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合、館長は、その期間内であっても返却を求めることができる。

(1) 本学教職員

図書・視聴覚資料：10 点以内 2 週間以内

未製本雑誌：5 点以内 2 週間以内

(2) 本学大学院生

図書・視聴覚資料：10 点以内 2 週間以内

(3) 本学学部生

図書・視聴覚資料：5 点以内 2 週間以内

(4) 本学卒業生

図書・視聴覚資料：5 点以内 2 週間以内

(5) 関西医療学園専門学校在校生・卒業生

図書・視聴覚資料：2 点以内 2 週間以内

(6) 本学研究員・研修員・研究生

図書・視聴覚資料：5 点以内 2 週間以内

(帯出資料の延長)

第 9 条 返却期限の延長を必要とする場合は、返却期日までにその図書館資料を持参し、改めて館外帯出の手続きをとらなければならない。ただし、他に帯出希望者があるときは、その者を優先させる。

(禁帯出の図書館資料)

第 10 条 次の図書館資料は、帯出することができない。

(1) 貴重図書および特殊資料

(2) 辞書および索引の類

(百科事典、事典、辞書、便覧、年鑑、地図、資料集、書誌および索引等)

(3) 館内閲覧が多く入手しがたい図書館資料

(4) 製本雑誌

(5) 他機関より借り受けた資料

(6) 新着雑誌

(7) 館外貸出を制限されている視聴覚資料

(8) その他館長が帯出を認めない資料

(転貸)

第 11 条 帯出後は、その図書館資料を他人に転貸してはならない。

(特別貸出)

第12条 教育研究上、特に必要な場合は、図書館資料等を第8条の規定にかかわらず、特別貸出資料として、利用することができる。

2 特別貸出資料の利用に関する手続きについては、館長が定める。

3 特別貸出を受けた者は、館長が特別貸出資料の点検を行うときは、これに応じなければならない。

(利用者の義務)

第13条 図書館資料および図書館の機器等を汚損、破損、または亡失した者は、館長の指示に従い弁償の責を負わなければならない。

(罰 則)

第14条 館長は、この規程に違反した行為があった者に対して、図書館資料および機器等の利用を禁止することができる。

(館長への委任)

第15条 この規程の実施に関し、必要な事項は、学長の承認を得て館長が定める。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。